

## 平塚市新規就農者家賃支援補助金

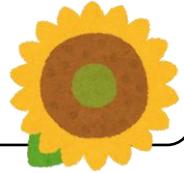
平塚市が認定する新たな農業の担い手となる方のうち、以下の要件を満たす方へ、自らの生活の本拠となる賃貸住宅の家賃の一部を補助します。

市内在住で、平塚市認定新規就農者の方は対象となる可能性がありますので、ぜひご利用ください。

### <対象者>

1. 平塚市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している
2. 平塚市認定新規就農者  
※認定農業者になった者で有効期限内の者を含む
3. 前年の農業所得が550万円未満の者

※有効期限は、認定新規就農者に認定された月の翌月から60か月の事です。



### <補助額>

1. 家賃の2分の1以内
2. 月額3万円を限度

※予算の範囲内で交付するので、申請者が多い場合には減額される場合があります。

### <申請に必要な書類>

- ・交付申請書
- ・賃貸借契約書の写し
- ・平塚市の住民基本台帳に登録があることを証するものの写し(運転免許証、マイナンバーカード表面など)
- ・平塚市認定新規就農者認定証の写し
- ・前年度の農業所得を確認できるもの(前年度の確定申告書の写し 等)



問い合わせ先

平塚市農水産課農業政策担当

連絡先: 0463-35-8102(直通)